

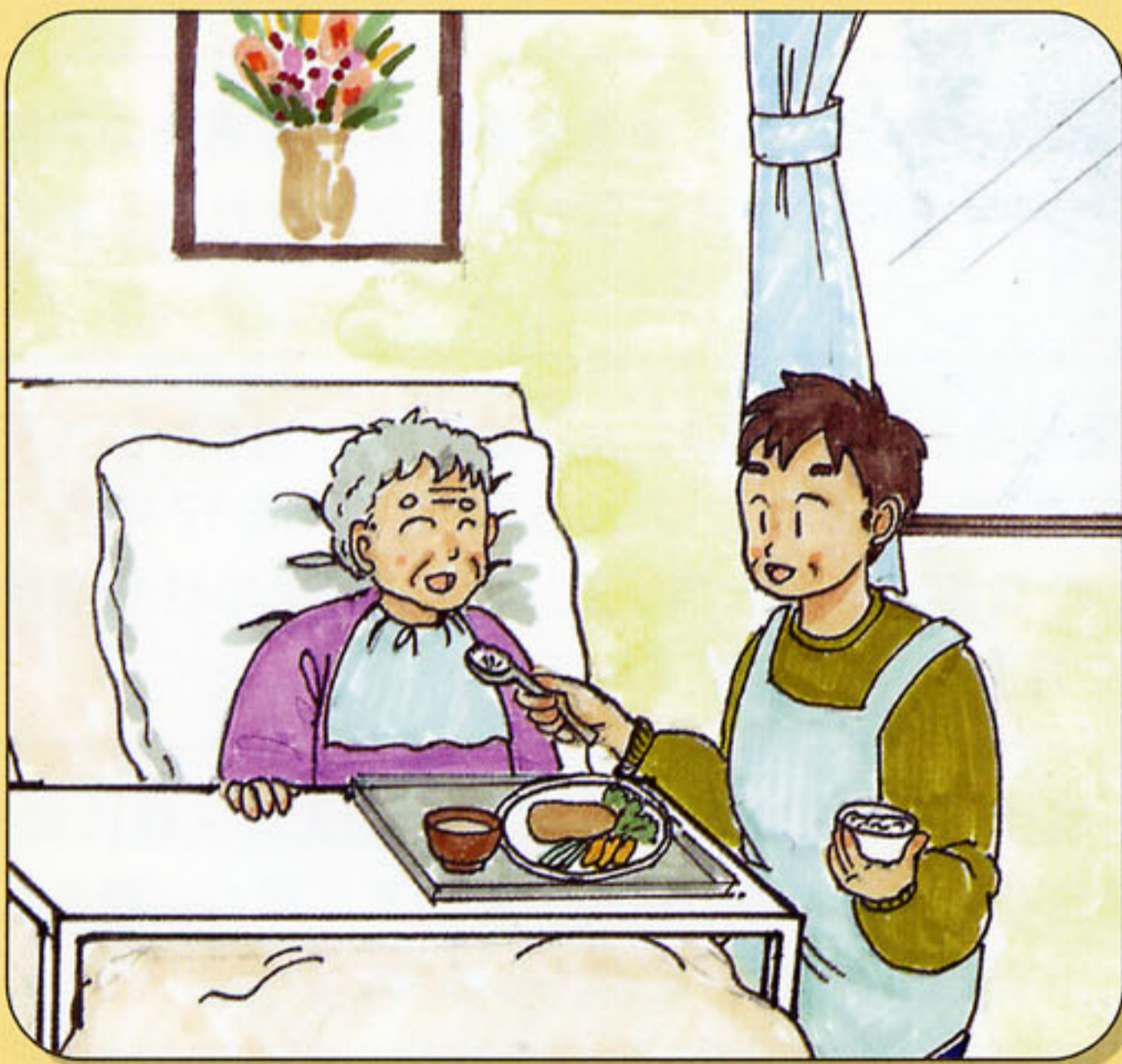
ひとと  
男女が輝く、男女共生のまち・沼津

概要版

ひとと  
めまづ男女

# ハーモニープラン2

(2005～2010)



沼津市



# 男女が輝く、男女共生のまち・沼津

## ぬまづ男女ハーモニープラン2とは

ぬまづ男女ハーモニープラン2とは、市民と市が協働し、あらゆる男女にとって開かれた、豊かな、やさしい共生社会の実現と、一人ひとりが対等な関係で協力しあい、共に責任を担っていくことのできる社会の実現に向けた様々な施策を計画的に実施していくために策定されたものです。

## 男女共生社会とは

「男女共生社会」とは、わたしたちが、女性と男性という性にとらわれることなく、また子どもからおとなまでのすべての人が、自由にのびのびと自分を表現できる社会です。現在、わが国は「男女共同参画社会」の実現を目指していますが、沼津市はさらなる平等の地平を目指し、「男女共生社会」の実現を目標に掲げました。

## プランの概要

沼津市では、平成11年度から平成16年度までの6年間を計画期間とした「ぬまづ男女ハーモニープラン」を策定し、性による差別や偏見のない男女共生社会の実現に向けた様々な取り組みを実施していますが、平成16年度末の計画期間の満了に伴い、平成17年度より、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に即した新たな計画を策定しました。

目 的	このプランは、すべての人の人権尊重と、あらゆる分野における男女の平等な権利を保障し、男女共同参画を推進する中で、真に豊かな男女共生社会を実現していくことを目的としています。
期 間	このプランは、第3次沼津市総合計画（2001～2010）と一体となって進めていくため、総合計画の最終年度にあわせ、2005年度（平成17年度）から2010年度（平成22年度）の6年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化や進捗状況等に応じて見直しを行います。
基本理念	このプランは、基本理念を「男女平等の推進」と「すべての人の人権の尊重」を基に、女性と男性の共生を通じて、すべての市民がいきいきと輝く、暮らしやすいまち「男女が輝く、男女共生のまち・沼津」を目指します。
基本目標	<ul style="list-style-type: none"><li>I 人権を尊重する男女共同参画の社会づくり</li><li>II 男女がきらめくための平等意識づくり</li><li>III 男女が豊かさを感じ、安心して暮らせる環境づくり</li><li>IV 男女が共に輝く・働く環境づくり</li></ul>

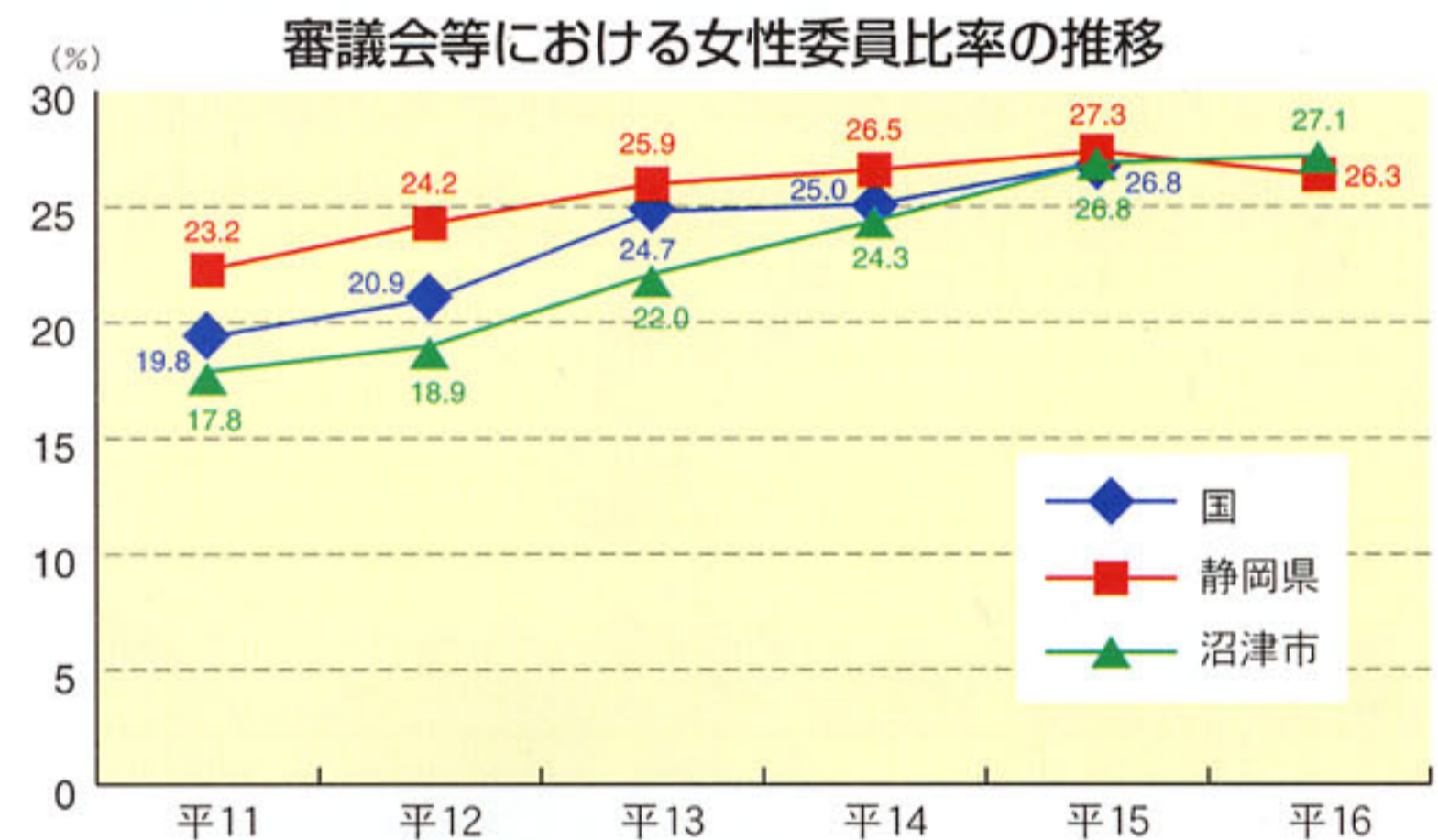


## 基本目標 I

# 人権を尊重する男女共同参画の社会づくり

男女が共に社会に参画し、人権を尊重しあう新しいまちづくりを行うことをめざし、政策・方針決定の場への女性の積極的な参画、地域活動への協働参画と女性の地位向上が世界的な人権問題であるという認識から、諸外国の男女平等を知ることを通じた国際理解と交流等を促進します。

- 【基本的方針 1】 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- 【基本的方針 2】 地域づくりへの男女の参画促進
- 【基本的方針 3】 国際化社会への市民の参画促進
- 【基本的方針 4】 男女共同参画に関する調査・研究活動の推進



資料：国 内閣府調べ（各年9月末現在）、県 男女共同参画室調べ（各年6月1日現在）  
市 男女共生推進室調べ（各年3月31日現在、H16は4月1日現在）

## 基本目標 II

# 男女がきらめくための平等意識づくり

男女が共に自立し、平等意識を確立するため、社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー）にとらわれない意識・習慣づくり、学校・家庭・地域社会・職場における人権の尊重と男女平等保育・教育の推進を図ります。

- 【基本的方針 1】 男女共同参画意識の啓発
- 【基本的方針 2】 保育・学校教育の場における男女平等保育・教育の推進
- 【基本的方針 3】 家庭における男女平等の意識づくり
- 【基本的方針 4】 地域社会における男女平等の意識づくり



【男女共同参画地域出前講座】



【市民の企画・編集による啓発情報紙】



## 基本目標Ⅲ

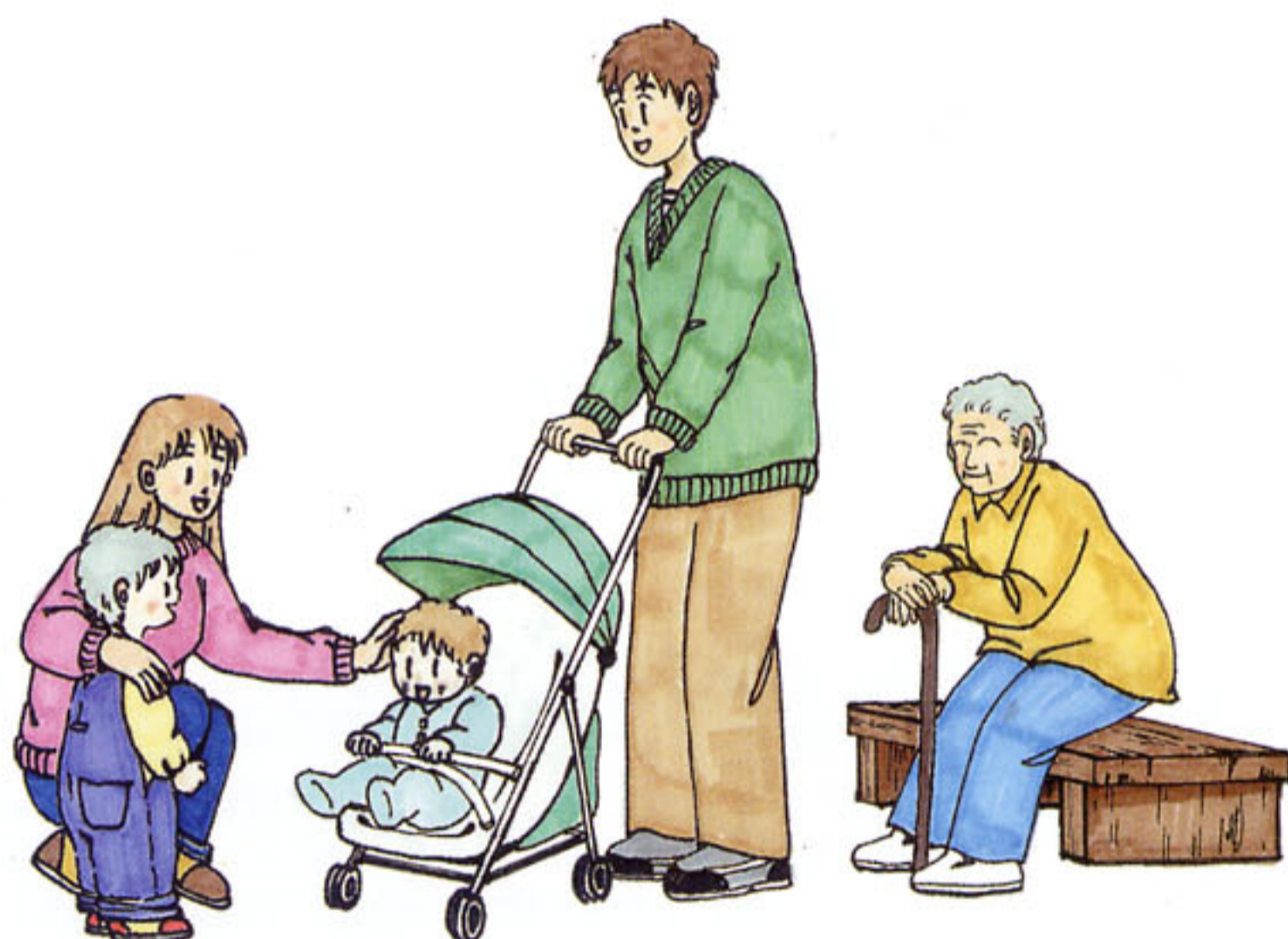
## 男女が豊かを感じ、安心して暮らせる環境づくり

すべて男女が人権を尊重しあい、豊かを感じ、安心して暮らせる環境づくりをめざして、母性の保護、子育て支援、高齢者や障がい者福祉等に対する施策の充実を図ります。

- 【基本的方針 1】 人にやさしいまちづくり
- 【基本的方針 2】 人を育む地域づくり
- 【基本的方針 3】 人をいたわる地域づくり
- 【基本的方針 4】 豊かに過ごすための地域づくり



【放課後児童クラブ】



## 基本目標Ⅳ

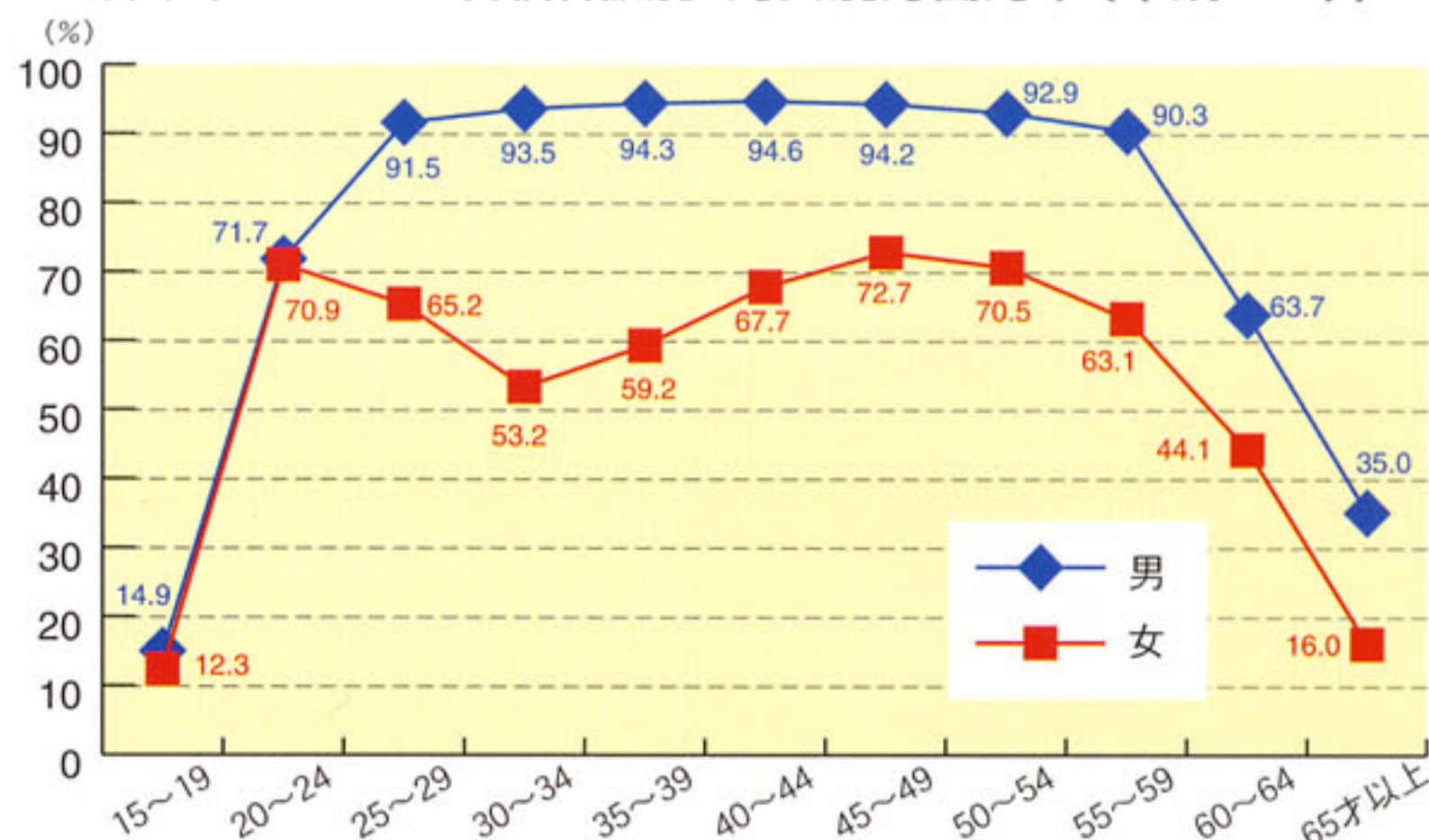
## 男女が共に輝く・働く環境づくり

男女が共に輝き、生きがいをもって働くことのできる環境づくりをめざして、男女が共に仕事と家庭の両立ができるよう、地域における環境づくり、労働環境の整備、女性の能力開発による職場での地位向上を促進します。

- 【基本的方針 1】 就労の場における男女平等の実現
- 【基本的方針 2】 働き続けられる環境の整備
- 【基本的方針 3】 職業意識の啓発と能力の開発

右のグラフを見ると、20～24歳では男女とも約71%の人が働いていますが、25歳からは男女の格差が広がり、特に39歳までの子育て期間の男女差が顕著となっています。

沼津市における年齢階級別・男女別労働力率(平成12年)



資料：国勢調査



## 男女共同参画社会に向けた動き

年次	世界の動き	国内の動き	沼津市の動き
1975年(昭和50)	・国際婦人年世界会議(メキシコ会議)開催 「世界行動計画」採択 ・1976年から1985年を「国際婦人の十年」と決定	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室設置	
1977年(昭和52)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立教育婦人会館」開館	
1979年(昭和54)	・国連「女性差別撤廃条約」採択		
1980年(昭和55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	・「女性差別撤廃条約」署名	
1981年(昭和56)		・「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年(昭和57)	・国連「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択		
1983年(昭和58)			・「市長室企画課行政文化室」設置
1985年(昭和60)	・「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986年(昭和61)		・「婦人問題企画推進本部」拡充 ・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行	・「婦人活動推進連絡会」設置
1987年(昭和62)	・国際婦人年世界会議(メキシコ会議)開催	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・窓口を「市長室国際文化室」へ移管
1989年(平成元)	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年(平成2)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO第171号条約(夜業に関する)採択		
1991年(平成3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布	
1992年(平成4)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任	
1993年(平成5)	・「世界人権会議」開催(ウィーン) ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行	・窓口を「教育委員会社会教育課」へ移管 ・女性の会「アミーぬまづ」を結成
1994年(平成6)	・「第4回世界女性会議のエスカップ地域準備会議」開催(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む)採択 ・ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択	・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「労働基準法の一部を改正する法律」施行	・窓口を「市長室広報広聴課市民生活室」へ移管
1995年(平成7)	・「第4回世界女性会議」開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任条約)批准 ・「育児・介護休業法」成立	
1996年(平成8)	・ILO総会「家内労働に関する条約」採択	・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「労働者派遣法」改正	・「戸田せっけんの会ラメール」を結成
1997年(平成9)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正・公布 ・「特定非営利活動促進法(NPO法)」成立 ・「介護保険法」公布	・「女性行政推進庁内連絡会」発足
1998年(平成10)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」を答申 ・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」一部施行	・「企画部市民生活課男女共生推進室」に改称 ・「沼津市男女共生推進プラン策定委員会」設置
1999年(平成11)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・「改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食糧・農業・農村基本法」公布・施行	・「ぬまづ男女(ひと)ハーモニープラン」策定(3月)
2000年(平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	
2001年(平成13)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	・窓口を「企画部企画調整課」へ移管 ・「NPO戸田塩の会」を結成
2002年(平成14)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 ・「改正育児・介護休業法」施行	・「戸田どっとこむ」を結成
2003年(平成15)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	・「企画部政策企画課男女共生推進室」に改称
2004年(平成16)		・「改正男女雇用機会均等法」施行	
2005年(平成17)		・「次世代育成支援対策推進法」完全施行	・「ぬまづ男女(ひと)ハーモニープラン2」策定(3月)



## 用語の説明

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### エンパワーメント

力をつけること。能力開化。  
個々が自ら意識を高め、自分たちが潜在的に持っている力を再発見し、その能力を発揮していくこと。

### メディア・リテラシー

すべての人々がインターネットやテレビ、携帯電話を含む多様なメディアを主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。メディアの技術的活用、批判的受容、能動的表現という3要素のバランスが肝要。

### ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味する。すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。

### ジェンダー

生物学的な性差であるセックス (sex) ではなく、「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識などの社会的・文化的に形成された性差。

### アンペイド・ワーク (無報酬労働)

農業の無給労働や、発展途上国における女性や子どもによる路上販売など、経済活動だが GNP などに評価されないもの。育児・介護・家事労働や地域におけるボランティア活動など、経済活動ではないが必要な労働もこれに含まれる。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康/権利」を指す。安全な性生活を営み、かつ、何人の子どもを産むか産まないかにつき自由にかつ責任を持って決定する権利をいう。

### ポジティブ・アクション

積極的改善措置。過去における社会的、構造的な差別によって、現在不利益を被っている女性や少数民族、障がいのある人などに対して、一定の枠を設け実質的な平等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと。

《問い合わせ》 沼津市企画部政策企画課 男女共生推進室

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号  
電話：055-934-4705 FAX：055-934-5011  
E-mail：kikaku@city.numazu.shizuoka.jp

平成17年3月発行